①

広報 しうら

人口と世帯数	(10月末日現在)
世帯数	1.102
総人口	4.894
男	2.432
女	2.462

昭和46年11月25日

11月下旬 第56号

編集と発行
青森県市浦村役場
企画室
電話 相内局 1・44番

勢ぞろいした交通指導隊員のみなさん

交通指導隊が編成されました

地域から交通事故をなくそう〃と、交通指導隊が誕生しました。かねてから、安全協会の各分会で交通指導隊の編成が検討されていましたが、十月末、金木地区交通指導隊市浦中隊としてお目見えしました。

市浦中隊はいまのところ、八人の隊員で編成され相内・脇元の両地区に配置されました。すでに、街頭で活発な指導を行なっていますが、警察官そっくりのスタイルに歩行者も運転者も心なしかびっくりした表情で、手さばきもあざやかな隊員の交通整理に従っていました。指導隊はこれから年末にかけての交通事故防止に力を入れるほか、随時、街頭での指導を行なうことにしています。なお、明年度は十三地区にも配置されることになっています。隊員次のとおり。△中隊長＝秦義雄△第一副分隊長＝佐々木松雄△事務局長＝奈良広悦△隊員＝白川孝治、万谷勝則△第二副分隊長＝藤田金太郎△隊員＝竹谷秦一、櫛引洋逸

悪質な求人に気をつけて
～正しいルートで就労を～

安全で明るい出かせぎを

秋の農作業が終わりますと、出かせぎに行く家庭が多くなります。ことしは、ドル・ショックによる求人の減少が見られる反面、求職者の無知につけこむ悪質な求人が増えるものと予想されています。

これから出かせぎをする人は、よく家族と話し合って、「出かせぎ相談所」に登録して、留守家族も安心してすごすことができるようにしましょう。

安全で明るい出かせぎをするため、つぎのことは、かならず守ってください。

◆職業安定所で労働条件などをよく聞き自分に合った職種の紹介、あっせんを受ける。

◆出かせぎ前には、かならず健康診断を受け、自分の体具合をよく知っておく。とくに、血圧をはかってもらうようにする。

◆ケガや事故、出かせぎ先で困ったときお互いに相談したり、助け合っていけるように、グループで出かける。

◆万一の事故に備えて「出かせぎ者傷害保険」に加入する

◆身分証明書にもなり、就労先で困ったりしたとき にも役に立つ「出かせぎ労働手帳」はかならず持って行く。

◆出かせぎしたかたは、就労先から月一回以上は手紙を出し、留守家族を安心させる。

村では、出かせぎ者のために毎月二回、広報「しうら」を出かせぎ先へ送っています。しかし毎月住所不明などで戻ってくる手紙が多くなりました就労先や住所がかわったときは、役場企画室へかならず連絡してください。

出かせぎについての心配相談ごとについては企画室で行なっています。お気軽においでください。

みぞれや雨の日の交通安全
～スリップ事故に注意を～

歩行者は左右を確認して

毎月十一月は、交通事故の多い月です。去年の統計をみますと、月別の発生では件数七〇九件、死者一七名、傷者九〇七名となっています。

その原因の多くは、冬将軍到来の前ぶれである「みぞれ」や「雨降り」の日が多く、そのために、車を運転する人の視野がせまくなり、道路上の障害物の発見がおくれ、急ブレーキをかけても極端にスリップするなどの運転者側の原因と、歩行者もみぞれや雨のため先を急ぐあまり、左右の確認をせずに横断するなどの原因が重なりあって事故を起こしています。

みぞれや雨の日の交通事故を防ぐため、次のことをみんなで守りましょう。

(自動車を運転する方は)

○みぞれや雨で視野がせまくなるので安全運転をすること。

○急ブレーキをかけても、スリップ距離が長くなるので、常に安全な速度で運転すること。

○スリップ距離が長くなるので追突を避けるため、車間距離を十分とること

○ブレーキを踏まず断続して踏むこと。

○二輪車を運転するときは必ず、ヘルメットをかぶること。

(道路を歩く方は)

○横断するときは、必ず左右の安全を確かめること

○傘をさしているときは、視界をさまたげないよう心がけること。

(自転車に乗る方は)

○どうしても前かがみになるので、前方の注意を忘れないこと。

○傘をさしての運転は絶対にしないこと。

○道路の左端を一列になって通ること。

軽油免税の手続きを
12月9日・県税事務所で

農業の機械化によって、軽油を使用する農家が年々多くなってきました。これら農耕用の軽油は次の手続きをしますと「軽油取引税」が免除になります。

五所川原県税事務所では次により申請を受付しますから、お忘れにならないようにー。

△申請受付日 十二月九日・午前九時から午後四時まで

△場所＝五所川原市柳町・五所川原県税事務所

（準備する書類）

個人・共同申請者は、①免税軽油使用者証（新たに申請する方はのぞく）②耕作証明書（水田・畑と区分すること）③印鑑④販売店等の発行する機械の譲渡証明書（新規の申請者と機械に異動のあった使用者）⑤役場発行の機械所有証明書⑥前年に軽油を購入した日ごとの納品書⑦水田等の揚排水に使用したかたは前年の実績書と本年使用するかたは日ごとの使用計画書⑧青森県収入証紙百円

△免税証交付日＝三月十六日。

明るい家庭づくり講習会
12・2日3日児童館で

金木地区農業改良普及所では、たのしく健全な出かせぎ家庭の環境づくりを目的として、出かせぎ家庭の主婦を対象に「明るい家庭づくり講習会」を次のとおり開きます。みんなそろって出席しましょう。

△とき＝十二月二・三日の二日間、ともに午前九時から

△ところ＝相内児童館

みんなでつくろう…きれいなむらを

燃えるごみ 燃えないごみ に分けて収集日に出しましょう

○…ごみの収集場所がよごれるようでは、付近のかたたちに迷惑をかけます。ごみは、かならず指定された日にきちんと出してください。

○…燃えるごみの中に、燃えないごみがまだ相当入っているようです。焼却作業に支障をきたしますので、分別は守ってください。

○…燃えないごみは毎月２０日、１回だけの収集ですから出しおくれのないようにしてください。

○…ごみを海浜・河川敷などへ不法投棄しているかたが見うけられます。絶対やめましょう。

犬を飼うエチケット

◆…かならずつないでおく

◆…登録して予防注射をうける

◆…いらない犬は捨てずに役場へ連絡する

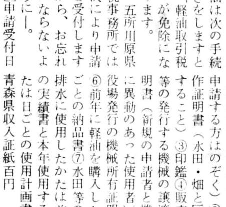

貧しい人たちにと十万円寄付

北海道・夕張市の種村さん（十三出身）

たすけあい金庫に繰り入れる

「これは亡くなった母や弟がお世話になったお礼です 貧しい人たちのために役立ててください」と、村の社会福祉協議会へ十万円を届けた奇特な人があり心暖まる善行として村の話題になっています

その人は、北海道夕張市に住んでいる種村徳四郎さん（57）です。種村さんは十三地区の生れですが、若いころ炭鉱夫として渡道しました。以来三十数年も過ぎたわけですが、その間、十三地区で留守をあずかっていた母の起江さんと弟の明さんは共に病弱のため長いこと生活保護を受けていました。しかし、起江さんは四十二年十二月に七十一才で亡くなり、次いで明さん（31）もことしの三月出かせぎ先の横浜で病死しました。

こうしたことから、種村さんは墓参のため来村したものですが、「母や弟が長いこと生活保護を受けるなど、村のかたがたのお世話になりました。これというご恩返しもできませんが、貧しい人たちのために少しでも役立てばー。」と、このほど、安田・十三出張所長をおして十万円を社会福祉協議会へ寄付したものです。

村の社協ではさっそく、この十万円を「たすけあい金庫」に繰り入れて、種村さんの善意にむくいることにしています。

あぶない！消し忘れ、切り忘れ

ガス・石油器具の取り扱いは正しく

これから寒さが加わるにつれて、暖房にガスや石油ストーブを使用する家庭がふえてきます。毎年、十一月から十二月にかけては、暖房器具による火災がもっとも多く発生しています。

ことしの県内の火災発生件数は百三件（一月から九月まで）となっていますが、その原因をみますと、ガス器具によるものが六六件で石油ストーブによるものが三十四件で一番多くなっています。

便利で衛生的な器具も、ちょっと取り扱いかたをまちがいますと大きな事故となり、人身事故にもつながります。

ガスや石油などの暖房器具は、正しい使いかたをし事故のないように注意しましょう。

ガス器具の取りあつかい

・ガス容器は、直射日光をさけ、風通しのよい屋外におく。
・パイプの継ぎ目やゴムホースが破損していないかどうか、ときどき確かめる。
・点火する前には、ガスもれがないか確かめる
・使ったあとは、かならず元栓をしめる。
・古くなったゴム管は早目に取り替る。

ガスもれに気づいたら

・元栓をしめ、窓や出入口を全部開き、たまったガスを外に出す。
・近くの火は全部消し、電気のスイッチは絶対使わない。
・消防団へ知らせてから、販売店へ連絡する

石油器具の取りあつかい

・使用する前には、説明書をよく読んで正しい使いかたをする。
・給油したあと、こぼれた石油は、かならずふきとる。
・火をつけたままでの給油や持ち運びは絶対しない。
・転倒させないよう、特に注意する。
・外出前や使い終わったとき、また、おやすみ前には消火の確認をする。

交通災害共済に加入しましょう

一日一円（年三百五十円）で大きな補償

総務課で毎日受付けております。

村史編さん委員十三人を委嘱

村史編さん委員会設置条例は、九月の定例議会で可決されましたが、このほど村内外から次のとおり委員を委嘱しました。

◎委員＝和田喜八郎（五所川原市・郷土史研究者）、豊島勝蔵（森田小学校長）、佐藤仁（弘前南高校教論）佐藤慶治（郷土史家）、山内英太郎（企画室・郷土史研究者）、三和房美（教育長）、下山義実（企画室長）、中井邦宝（湊迎寺住職）、大間正雄（願竜寺住職）、松橋徳夫（荒磯崎神社宮司）、工藤礼一（神明宮々司）、藤本光幸（藤崎町・郷土史研究者）、青山兼四郎（中里町・郷土史研究者）

広報短信

桂川・脇元第二納税組合が表彰

～三上勇之助さんにも～

納税貯蓄組合法施行二十周年記念の合同納税表彰式は九日、五所川原市民文化会館で行なわれましたが、木村関係は次のとおりです

△県納貯連合会五所川原支部長表彰＝脇元第二納税貯蓄組合（組合長・櫛引一次）桂川納税貯蓄組合（組合長・秋田谷久助）

△県納貯連会長表彰・五所川原税務署長感謝状＝三上勇之助

納税作品入賞者

県納貯連五所川原支部では、児童・生徒から納税作品を募集していましたが、本村から次のとおり入賞しました。

（習字）
△銀賞＝佐野川[illegible]子（相小五年）△銅賞＝奈良泰子（太田小六年）

（作文）
△金賞＝三和千賀子（相小六年）△銀賞＝三和護（同）△銅賞＝古沢瞳（相小六年）

鏡納税貯蓄組合できる

相内地区の岩井・末広両納税貯蓄組合の設立に続いて、こんどは太田地区に「鏡納税貯蓄組合」が誕生しました。

組合員は十三人ですが、同地区では二つ目の組合です。役員は次のとおり。△組合長＝木村万作△副同＝秋田五郎△理事＝佐々木みせ、奈良正弘、山本正高、△会計＝丸山武夫△監事＝奈良毅、木村三雄

保健衛生メモ

インフルエンザにご注意を

～予防注射は流行期前に～

寒さが加わるにつれてカゼの季節がやってきます。カゼは"万病のもと"といわれていますが、ちょっとした油断からかかる病気です。ことしの冬はふだんから健康管理に十分気をつけ、感染しないように注意しましょう。

感染けいろ

人の口から口へ伝染する病気で、そのウイルスは、患者や保菌者のせき、くしゃみ、つばなどに含まれて飛び散り、それを吸いこむことによって感染します。

また、患者の寝具、被服食器などからも感染しますので、いつも清潔にしておくことが大切です。

症状

インフルエンザに感染しますと、さむけや頭痛を感じ、急に発熱し三十九度から四十度の高い熱がでて、一日から三日ぐらい続きます。

また、食欲がなくなり、のどの痛み、鼻汁・せき・たん・くしゃみ・体のフシブシが痛み、とくに筋肉の痛みがともないます。

感染したら

カゼの治療は、安静、保温、栄養補給の三つが原則とされています。

▼できるだけ早く医師の診断をうける
▼患者のつば・たん・鼻汁などで汚れた紙、布などは焼いて処分する
▼衣類、寝具はときどき日光消毒をして十分乾燥させる
▼感染したら、余病の併発の恐れがありますので、完全に治るまで暖かい部屋で栄養を十分にとり安静にする。

予防

カゼにかぎらず、すべて病気を予防するには、ふだんから十分な休養と栄養をとることが大切です。過労をさけ、日頃から病気に対する抵抗力をつけることが大切です。

▼流行のまえに、インフルエンザの予防接種をうける。
▼流行期には、保菌者などのせき、くしゃみなどからの感染を防ぐため、人ごみなどには行かない。
また、外出するときは、マスクをかけるようにする。
▼帰宅したらかならず手を洗い、うがいをする。

栄養の補給

第一にタンパク質とビタミンをとること。第二にはカロリーを必要量とることですが、それには、卵・牛乳・バター・チーズ・豚肉・たらこ・豆類を多くたべ水分の補給も大事で、果物・番茶などを多量にとるようにします。

長期未納者にご注意!!

年金がうけられなくなるかもー

国民年金は、きまった期間以上保険料が納まっていませんと年金がうけられません。

たとえば、昭和四年五月に生まれた人（いま四十二才）は、六十才まで二十四年間の保険料が納まっていないと年金がでません。ですから、いまからは十八年しか納められませんので、いままでに少なくとも六年間の保険料は納まってなければならないわけです。ということは、国民年金がはじまったのは三十六年ですから、この十年間に四年以上の未納があると年金がでないというわけです。

国民年金の保険料は、本来二年以上前の保険料は納められないことになっていますが、制度ができたばかりでもあり。まだよく制度を知らない人もあるということで特別に二年以上前の保険料も納められるようになっています。その納められる期限は来年六月までです。

丁度、出来秋でもあり、保険料が未納になっている人は自分の納まりぐあいをたしかめて、今すぐ納めてください。

たばこは村内で買ってください。二十本入り一個について一四円三二銭が消費税として村の収入になります。

昭和四十五年度には三百九十九万三千円の消費税が村へ入りました。

戸籍の窓

ご誕生おめでとう

太田美奈子（磯松）忠一
成田常穂（脇元）勲
相川雅（十三）達雄
後藤恵（磯松）政信
中井昭光（十三）要一
福島弘之（十三）信男
長谷川正栄（苫小牧）金五郎
豊島美知子（十三）竹美
山中純一（脇元）勝男
藤本悟（十三）恒徳

いつまでもおしあわせに

（伊藤金五郎（秋田）・三和恵子（相内））
（桑田淳子（金木）・梶浦次子（十三））
（工藤弘文（十三）・松橋栄子（車力））
（斎藤勝吉（横浜）・三上レツ子（脇元））
（川島秋男（中里）・中村エキコ（脇元））
（波田野文男（新潟）・工藤八重子（十三））

おくやみ申し上げます

工藤鎌五郎（十三）62才
三和正てる（相内）68才
相坂そい（十三）70才

年賀はがきはお早めに

―小包は12月15日まで―

年賀はがきの引受けは十二月十五日からですが早目にお書きになって、おそくとも十二月二十日までに差し出して下さい。

早目に出しておきますと、あて先がまちがって書いたり、相手が転居したりしていても、郵便局ではその処理を早めに行なうことができますから、相手に礼を欠かさずにすみます。

なお郵便番号もお忘れなく書きましょう。

郵便番号簿を利用してください

郵便局では、九月中旬から十月末までに、新しい郵便番号簿を全家庭へお届けいたしましたが、最近、転入されたかたなどで十月末までに新番号簿をお受け取りにならない方は、郵便局へお申し出ください。

なお、郵便番号をお書きになった郵便物には、都道府県名を省略することができるようになっています。

郵便番号は正しくはっきりお書きください。